

平成27年3月定例会会議録

平成27年豊郷町議会3月定例会は、平成27年2月26日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	前 田 広 幸
2 番	西 山 勝
3 番	西 澤 博 一
4 番	鈴 木 勉 市
5 番	西 澤 清 正
6 番	西 村 雄 三
7 番	佐々木 康 雄
9 番	河 合 勇
10 番	今 村 恵美子
11 番	北 川 和 利
12 番	堀 常 一

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課 長	村 田 忠 彦
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者	吉 村 久美子
人 権 政 策 課 長	鈴 木 雅 信
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎
地域整備課長（上下水道担当）	小 川 光 治

産 業 振 興 課 長	土 田 祐 司
教 育 次 長	角 田 清 武
社 会 教 育 課 長	野 村 栄

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	加 藤 善 一
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|----------|---|
| 議 第 1 号 | 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議 第 2 号 | 豊郷町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 3 号 | 豊郷町行政手続条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 4 号 | 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 5 号 | 豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 6 号 | 豊郷町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 7 号 | 豊郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 8 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案 |
| 議 第 9 号 | 豊郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例案 |
| 議 第 10 号 | 豊郷町保育所設置条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 11 号 | 豊郷町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 12 号 | 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 13 号 | 豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案 |
| 議 第 14 号 | 豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案 |
| 議 第 15 号 | 豊郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 16 号 | 豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |

議第 17 号	豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第 18 号	豊郷町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案
議第 19 号	豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議第 20 号	平成 26 年度豊郷町一般会計補正予算（第 5 号）
議第 21 号	平成 26 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 22 号	平成 26 年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 23 号	平成 26 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 24 号	平成 26 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 25 号	平成 27 年度豊郷町一般会計予算
議第 26 号	平成 27 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算
議第 27 号	平成 27 年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算
議第 28 号	平成 27 年度豊郷町下水道事業特別会計予算
議第 29 号	平成 27 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
議第 30 号	平成 27 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
発委第 1 号	豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案

佐々木議長 皆さん、おはようございます。3月定例会を昨日に引き続き再開いたします。
ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、
本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、河合勇君、10番、今村恵美子さんを指名いたします。

日程第2、議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについてを議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求
めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。よって、議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員
の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意されました。

日程第3、議第2号豊郷町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を
議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第2号豊郷町監査委
員に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いた
したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第2号豊郷町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第4、議第3号豊郷町行政手続条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第3号豊郷町行政手続条例の一部を改正する条例案は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第3号豊郷町行政手続条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第5、議第4号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、10番。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 議第4号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案で、この中で、町職員の勤勉手当の減額の改正が出ていますが、これは、職員さんによってそれぞれ違いますけれども、年間でどのくらいの幅で減額になるのかということ、それから、附則の5で特定職員の給与の減額というのが書かれているんですけれども、具体的には当町ではどういう対象職員がいるのか、また、金額の説明をお願いいたします。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 皆さん、おはようございます。今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、職員の勤勉手当でございますが、これにつきましては、昨年11月の改正によりまして、0.15月を勤勉手当、それを1年分という形で改正をさせていただきました。それを今回、6月期と12月期に0.075、半分ずつ振り

分けるということですので、金額の変更はございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

それと、附則の方に出ております給与の減額でございますが、これにつきましては、6級の55歳以上の職員につきましては、給与の1.5%の減額を平成18年の給与制度の改正からそういう制度になっております。これにつきましても、今回の改正に伴いまして同様の扱いをするという規定でございますので、よろしくお願いたします。

佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第4号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第4号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第6、議第5号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、10番。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 この特別職員の通勤手当、期末手当の合計金額は、改正前、改正後と同じ金額になるのでしょうか。ちょっとその金額について説明してください。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 ただいまのご質疑で、特別職の職員の場合の期末手当につきましても、これにつきましては職員の勤勉手当の支給割合を特別職の場合は期末手当にするということでございますので、率につきましては11月に改正した率と変更はございません。これもそれぞれ6月期、12月期に職員と同様に振り分けをさせていただきますということでございます。

佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第5号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第5号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案は総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第7、議第6号豊郷町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第6号豊郷町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第6号豊郷町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第8、議第7号豊郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第7号豊郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案は総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第7号豊郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案は総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第9、議第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 4番、鈴木さん。

鈴木議員 議第8号に対して質疑を行います。

全協でもちょっと説明がなくて、現行法と相互表の改正の説明がなかったものですから、この第4条が、「給与および勤務時間等」が「勤務時間その他の勤務条件」に変わるんですが、この中身を教えてください。

それから、任命権者とあるのが教育委員会とすとなっているんですが、この説明をお願いしたいと思います。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 鈴木議員さんのご質疑にお答えいたします。

第4条の教育長の勤務時間その他の勤務条件につきましては、豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるということでございます。そんな形で改正を行います。この場合におきまして、任命権者とあるのは教育委員会とすとあります。ここにつきましては、通常、当該職員に適用される勤務時間その他につきましては、任命権者が行うわけですが、ここにつきましては、新教育長になるわけですが、これにつきましては、委員会の部分で合議制による形でコントロールされるということでございまして、任命権者でなく委員会とすというものでございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木さん、どうぞ。

鈴木議員 もう一度聞きますけど、例えば、任命権者は今は誰なんですか、今度はどうなるんですか。端的に、その方がわかりやすいです。

もう1つは、現行は「給与および勤務時間等」が「勤務時間その他の勤務条件」に変わるわけでしょ。この場合の勤務条件とか給与および勤務時間等、これ全然、表現が変わるんです、中身が。例えば、ここで言う勤務条件というの

はどういうものを指すのかと。単に国の法令が変わったら、ここだというのは読めばわかるんです、そんなことは。それ以上言いませんけど、この場合の勤務条件というのは、どういうことをいうのかという、その変わった中身をお聞きしたい。

以上です。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 鈴木議員さんの再質疑にお答えいたします。

任命権者につきましては、現行、教育委員会の中で。

鈴木議員 今、誰やと聞いているんです。今、任命権者は誰やと聞いているんです。

教育次長 教育委員会でございます。ここが、町長が議会の同意を得て任命すると改正されます。ここにつきまして、もう1点、勤務条件につきましては、先ほど申しましたが、町職員の勤務時間の条例の適用を受ける職員の例によるということで、勤務条件を定めている部分の例によるということで考えております。

以上でございます。

鈴木議員 委員会で質疑するので、ちょっともう回答を用意してください。

佐々木議長 ほかによろしいか。今村さん、よろしいですか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 附則の2と3のただし書きが書いてあるんですけど、これは、具体的に現教育長の処遇はこれで説明していると思うんですが、どういう処遇になるのかもうちちょっと具体的に説明してくださいませんか。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 今村議員さんの質疑にお答えします。

附則のところで、「この条例の施行の際現に在職する」というくだりがございます。これにつきましては、この27年4月1日からこの法は施行されるわけですが、現在の教育長が教育委員である任期の間は、今の改正前の従前の例により在職するというところでございます。この場合において、今回の条例改正につきましては、今ほどの法令と同じように、現行の条例が適用されるということでございます。

以上です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第10、議第9号豊郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん、どうぞ。

今村議員 議第9号豊郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例案につきまして、これは、子ども・子育て支援法と児童福祉法の改正によってこれをするというお話でしたが、保育所関係業務が教育委員会に事務移行するという話を説明されておりましたけれども、これは現在の保健福祉課のしている仕事は教育委員会に行くわけですが、この職員もまたそういう面で教育委員会で専任の職員という形でこういった保育所の入所、また幼稚園の入所、学童保育もここに含まれるのかな、全部そういうのを専任で担当する職員さんが導入されるということ想定して、こういう廃止条例が出ているのかどうか、ちょっとそれだけ説明をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 皆さん、おはようございます。今ほど、今村議員さんのご質疑がありましたけれども、全協の方でも説明させていただきました、教育委員会の方に保育所の事務が移行すると、この説明をさせていただきましたが、それに伴っての人事については長の職務権限のところにありますので、私どもは事務が流れるということの説明をさせていただきましたけど、これから先はちょっと私どもの方では説明しかねる部分だと思いますのでよろしく申し上げます。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村さん、どうぞ。

今村議員 これは人事の問題ですから、保健福祉課じゃなくても人事の担当課の方からでも、やはり大きな仕事が動くわけやから、事務事業としては。どういう方向を考えているのかはちょっと説明いただきたいと思うんです。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 今村議員さんの再質疑にお答えいたします。

事務量を精査した中で検討してまいりたい、こういう思いでございますので、よろしく申し上げます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第9号豊郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第9号豊郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第11、議第10号豊郷町保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 議第10号豊郷町保育所設置条例の一部を改正する条例案につきまして。

第11条は延長保育事業ということであるんですが、その中の4項で、「前項に規定する延長保育料は、月額1,200円を超えない範囲において規則で定める」と書かれているんですが、これは時間に関係なく月額1,200円という延長保育料が上限額だということと理解したらいいのか、もうちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

それから、第12条の保育料または延長保育料の減免というのがあるんですが、けれども、「町長は、特に必要があると認める場合は、保育料または延長保育料の額を減額し、また免除をすることができる」と、その下に第2条の次に、次

の2条を加えると書いてあるんですけども、ここにつきましてももうちょっと具体的にこの12条関係の中身について説明をお願いいたします。

そして、一番最後のページの附則のところなんですけど、附則の2で、「この条例による改正後の豊郷町保育所条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定による申込みおよびこれに対する承認の手続、新条例第11条第2項の規定による申込みおよびこれに対する承認の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる」と。これは具体的な手順として、4月1日施行以前にこういうことができますよということは、この業務をやるのはどこがやるんでしょうか。保健福祉課がやるのか教育委員会がやるのか。また、豊郷で保育所の入所で待機児童というのが発生したりしていますけれども、今年度の状況では、待機児童の有無は今発生しているのか、そういうことも含めて今の具体的な中身をちょっと説明をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、第11条4項のところで、先ほど延長保育料月額1,200円を超えない範囲の説明ということでしたけれども、これは全協のときにお話しさせていただきまして、新の保育料は標準時間と短時間の2つできるということをご説明させていただいたと思います。その関係から、同じ年齢の同じ保育料のところに枠が入るんですけども、標準と短時間が2つできてしまいますので、その場合、短時間の子が延長保育で標準時間と同じ11時間までいた場合に、それぞれ1時間に幾らという形での延長保育料を徴収させていただくことになります。それが、仮に1時間50円、1時間100円という形で設定しましたら、場合によっては、標準時間11時間の子どもよりも上の金額になってしまう場合がありますので、ですから徴収する場合の最大の幅が1,200円ですので、1,200円の範囲でということをやらせていただいております。それで、それぞれの金額の同じ枠でしたら、その額を超えないことになっていきますので、それですから1,200円を超えない範囲ということにしています。

それと次に、第12条で減免の話でしたけれども、これにつきましては、保育料の方は前年の収入に合わせまして、住民税の関係から金額が算定されてきますけれども、その年に働いておられる親御さんの大きな変化があつて、支払いができないとか、いろんな大きな事情が発生した場合には、必要として減免もあるであろうということで、これはほかの項目でもよくうたっている内容で、大きな変更に対しての措置ということですよ。

それと、附則のところでは2の準備行為として上げさせていただいている分ですけれども、これにつきましては、申込みや承認の手続というのは今年の4月1日から既にもう新制度での保育園の預かりが始まりますので、それから申込みや承認の手続をするということは間に合いませんから、準備行為としてそれまでに行うということをおたわせていただいております。

それと、待機があるかということでしたが、確か0歳で2人、27年度はそういう形であったかと思えます。

以上です。

佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第10号豊郷町保育所設置条例の一部を改正する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第10号豊郷町保育所設置条例の一部を改正する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第12、議第11号豊郷町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第11号について質疑を行います。

全員協議会でもお聞きしたのですが、保育料が施設の使用料に変わるということで、その場合、この財産区分がどうなるのかという質問をさせていただいたと思えます。財務規則でも普通財産と教育財産に分かれておまして、その管理もこれに記されていますが、保育料であれば、それは教育財産になるんだろうと思うんですが、公の施設の使用料となると、これが普通財産にカウントされるのか、教育財産にカウントされるのかという質問をさせていただいたと思えますが、いかがなんでしょうか。どちらでも。財産管理は総務企画課長となっていますので。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 ただいまの鈴木議員のご質疑ですが、幼稚園の方を問われているんですか、保育料やなくて。

鈴木議員 いや、幼稚園の保育料も公の施設料と変わるということになったでしょ。予算措置の歳入もそうになっているわけじゃないですか、使用料って、雑入で。そうすると、保育料だったら教育財産なのはわかるけれども、公の施設の使用料となれば、財産区分はどうなるのかなど。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 済みません。お尋ねいただいているのは、幼稚園、保育園のその施設が教育財産か普通財産かという話ですね。

鈴木議員 財産区分。

保健福祉課長 幼稚園につきましては教育財産、保育園については普通財産、教育委員会に事務は移行しますけれども、施設の目的といいますか、福祉の部分で使うということから、その目的部分までは移行しませんので、保育園は普通財産で記載されることとなります。

佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 結構です。

佐々木議長 それでは、ほかに質疑がないようでありますから、これで質疑を終結いたしたいと思います。

佐々木議長 よろしいですか。

議員 はい。

佐々木議長 お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第11号豊郷町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第11号豊郷町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第13、議第12号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、10番。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 議第12号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案で、町からいただいた説明資料を読んでいて、ちょっとわからないところがあるので、まず説明をお願いしたいんですけども、1号被保険者の保険料基準額の算定式というのは每期あるんですけども、今回は町としてはこの基準月額を6,000円という形で算定をされたんですけども、そこに至る基準額の算定式の数値をちょっと教えてほしいんです。まず一番の基礎は、3カ年の費用額、これがまず幾らなのか。そして、今回、5期は1号被保険者負担金は21%だったのが、今度は22%になっていますので、その負担金が22%というのがそれに乗じてかかってくるわけですが、それに対して調整交付金相当額との差額というので、全協でも説明がありましたが、豊郷の分でここにも書いてあったんですが、その差額分は幾らなのか、その金額を教えてください。

それから、うちの場合、最終的にそれを出していきながら、収納率やら、それから所得段階別加入割合補正後被保険者数というので割るわけじゃないですか。この所得段階別加入割合補正後被保険者数というのは、今回、計算したときには何人で、豊郷町の場合は計算しているのか、人数をちょっと教えてください。そういう中で、1号被保険者の保険料基準額が月額で6,000円というのが町として計算しはったわけですので、金額を提示してください。

それから、今回は大幅な増額の条例改正なんですけれども、町が算出した保険料の上昇要因、5期と比べて今回はうちの保険料は6,000円ということは、1,320円でしたか、上昇するわけじゃないですか。だから、それだけアップをするための上昇要因と、それから、国が今回改定でやったことというのは、介護報酬の引き下げもやりましたし、一方で、保険料の上昇抑制要因もあるわけじゃないですか。豊郷で上がった分の中の何が、どういうのが上昇要因で、保険料の抑制要因と会計での抑制要因はどういうのがあるんやということで、それもちょっと具体的に説明をしていただきたいなと思っています。お願いします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、3カ年の費用額につきまして、総額で申し上げます。3カ年の合計の総額の費用額が17億6,999万円でございます。それから、今おっしゃっていただきました財政調整の6.36との差額につきましては、計算にもう数分時間がかかりますので、ちょっとお待ちいただいて、後ほどお答えをさせていた

だきます。

加入割合につきまして、何人で想定したかということでございますけれども、算定用人数という人数を全てを1に割り戻した、基準額に対する割合で0.5から1.7まで今回、基準額に対する割合がございまして、その中で全てを1として割り戻した場合の算定用人数といたしまして、3カ年で5,237名を想定いたしました。

以上でございます。

今村議員

上昇要因とか。

医療保険課長

済みません、申しわけないです。上昇要因といたしましては、まず1番に考えられることが、全員協議会の中でもご説明させていただきましたけれども、今年度に入りまして、施設また訪問介護、それと通所介護等の部分で大幅な伸びを示しているということが今後どうなるかという予測を、24年度から26年度の推計を見ながらしていった場合に、やはり報酬改定があるものの1.4から6ぐらいの伸びを想定しなければならないのかなという部分で考えたところがやはり大きかったのではないかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

今村議員

抑制要因は。介護報酬マイナス改定部分はいくらなんですか。

医療保険課長

介護報酬は2.27%、全体で報酬改定があったにもかかわらず、やはり。

今村議員

それは、5期とは違うわけやん、介護報酬総額がね。だから、6期ではそれも影響として人はどんだけ。上がるのもあるけど、下がるのもあるわけじゃない。その金額は幾らって試算しはったの。

医療保険課長

金額の試算におきましては、その2.27%で比率を掛けた段階での計算になっておりますので、今、金額としては出てまいっておりません。

以上です。

佐々木議長

ほかにありませんか。

鈴木議員

議長。

佐々木議長

鈴木君。

鈴木議員

まず、何点か質問させていただいて、教えていただきたいと思いますが、1つは6期で審議会に諮問されるわけですが、町としては審議会にどういう諮問をされたのか、諮問の内容。例えば、町としてはもともと6,000円でいきたいということだったのか、いや、5,500円だったのか。それが、どういう根拠で、どういう内容で諮問をされたのか、審議会に諮問された内容をまず教えていただきたいと思っております。

それから2つ目は、第5期の24年度と25年度の給付費の総額が出ている

んですが、前回もそうでしたが、推計で結構ですので、26年度給付費総額の推計と第5期の給付費の総額、今、課長の答弁では給付費の伸びが大きな引き上げ要因だということでしたが、その1.4から1.6で17億6,000ということになるんですが、そこをちょっと比較検討したいと思いますので、第5期給付費総額がどれぐらいになっているのか教えていただきたいと思います。

3つ目は、訪問介護と通所介護、昨日の一般質問でもございましたが、これが平成29年度から外れるということで、町からいただきました介護保険料の説明資料の中でも、平成29年度からは外れているんですが、これが平成28年度で、例えば通所介護と訪問介護だけでおおよそ350万ほどになるんですが、これはどこから支出をすることになるのか教えていただければと思います。

それから、引き上げ要因で、先ほど課長は給付の伸びの説明だけだったんですが、もう1つの大きな引き上げ要因は、この759万3,000円の借り入れ分が引き上げ要因になっておりまして、これをタベ計算いたしましたら、これだけで120円の引き上げ分になっています。これだけでですよ。この借り入れ分の759万の返済をどう考えているのか。とりあえずまずこの5点についてお願いをしたいと思います。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、諮問内容でございますけれども、諮問内容につきましては、第5期の現状、実績をもとに26の推計の案を出させていただいた。その26の推計の案から伸びをいろいろとご議論いただいたということございまして、保険料につきましては、その給付費の推計等を勘案した中で、やはりそういう6,000円というものが出てきたという思いでございます。

それから、26の推計を合算しての金額といたしましては、給付費で申しますと、15億4,150万4,803円でございます。その推計で出させていただきました。また、第6期中での、移行するまでの訪問介護等の支出はどこからかということございまして、その経過措置の間は、旧の介護保険法の適用になるということから、現状のままということに想定をしております。

また、返済についての部分はどのようになるのかということにつきましては、本来、返済の部分につきましては、第6期中の保険料の中にも含めるということでございますので、この6,000円の中に含んでおるということで考えております。

以上でございます。

佐々木議長 再質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 細部の計算の論議はまた違う機会に譲りますが、この借り入れ分について質問をいたします。借り入れ分を3年均等で返すと、これだけでも120円になるんだと。これを一括返済すれば、これだけで120円減るわけですよ、町民の負担が。私、昨日、県の介護保険室の医療福祉推進室の久門副主幹に電話をしてお聞きをいたしました。県の回答は、次のとおりでありました。「規定では3カ年の均等返済になっておりますが、町から申し出があれば、一括返還はできます」というのが、県の答弁でありました。ただし、平成27年度からになってからしてくださいよということでありました。つまり、年度当初に750借り入れた分を県に申し入れをして、一括返済を4月にすれば、これだけで町民の負担をとりあえずは120円減額することができるということであります。

説明をお願いしたいのは2点です。1点は、本来そういうことができるのですから、7百ウン万の返済をせずに、一般財源からもともと繰り入れておけば、そういうことは起こらなかったわけでありまして。担当者としては困ると思えます、確かに。どうするかということになれば、最終的に借り入れで措置をなささいという指示は町長から出たのか、副町長からだったのか、それを明らかにしてください。担当課長では無理だと思えますので、最終的な責任は町長に行くのですが、具体的な事務的な日常の指示としてどういうことであったのか説明をお願いできればと思えます。

もう1点は、県は町からの申し入れがあれば一括返還可能と言っているわけです。繰り返します。一括返還すれば、町民の負担がこれだけで120円減ります。一括返還はするべきだと思いますが、どうか見解をお願いしたいと思います。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 鈴木議員の再質疑にお答え申し上げたいと思えます。

借り入れの関係でございますが、これについては介護保険法の保険料の算定においては、当然、財政安定化基金からの借り入れについては、その部分をオンして計算をするという形になっております。

それと、一般財源からという話もございまして、これは介護保険が始まりましたのが、平成12年度からの中で、いわゆる全国会議等の中でも当然、会計上不足額を財政安定化基金の貸付金及び交付金で賄う仕組みになっているとい

う形のもとになっております。今申し上げました、介護保険法の129条、そういうもとを含めて、その中で借入れを起こす。借入れを起こしたものについては、次期計画の中にオンをして算定をするということでございますので。

以上でございます。

鈴木議員 借入れの指示をしたのは誰か、一括返還するお考えはないのか、私の質問は2点です。

副町長 借入れについては、先ほど言いましたように、当然、保険料財源としてなければ借入れをしなければならないというのは、これは第5期計画中の措置でございますので、それは当然の形の中で県の方に借入れをお願いしなければならないということで指示はいたしております。

それと、一括返還につきましては、県の方と含めた中で次期計画の中でどうするか協議をしなければならないと思います。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 まず、もう1回言っておきますけど、私、昨日お名前まで言うてるんですよ。医療推進室の久門さんという方、副主幹に電話をして、町から申し出があれば結構ですとおっしゃったと言うたんです。協議をするまでもない。だから、すべきではないかと私はお尋ねをしているんです。それだけで町民の負担が120円減るんですから。もう一度、説明をお願いしたいと。

それから、多分、副町長はそういうふうにお答えするだろうと思ったので、資料を用意いたしておりました。介護保険への一般会計からの繰り入れは可能だと国会での議事録に答弁をされております。2002年3月19日、日本共産党の当時の井上美代参議院議員が、副町長が言われた3つの原則は、地方自治法の何に当たるのかと。これは、国の関与の助言または勧告に当たると。「助言もしくは勧告の場合は、自治体はそれに従う義務があるのか」というのに対して、政府参考人は「法律上の義務はない」と答えております。最終的に、当時の坂口厚生労働大臣は、その当時でもう自治体の中でこの国の指示を含めて一般財源から繰り入れて介護保険を減額している自治体が100以上もう既に存在すると。最終的には、国は奨励をしているわけではないけども、自治体の主体性を尊重しているということでした。

つまり、一般財源からの繰り入れはしてはならないというような規定ではありません。これは、国会の議事録に載っています。これに従って、この当時で既に100以上の自治体が一般財源からの繰り入れで、町民の負担を軽減して

いるわけですから。ここで言っているのは、一般財源からの繰り入れをしなさいということとは言っていません。とりあえず、借り入れた750万を一括返済、県もできると言っているわけですから。これをすぐに行って、当面はこれだけでも120円の町民の負担を軽減してはいかがかと、すべきではないかと私は考えるのですが、説明を求めたいと思います。できる言うてるやん、あんたの説明、通用しいひんで。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 再々質疑にお答えいたしたいと思いますが、できるという形で県の方がされているとおっしゃいますが、その財源はどこから生むんですか。一般財源といいましても、当然、介護保険法の中で、指導等で示されているように、パーセンテージも示されています。それと、保険料も3カ年の中で一括して入るなら、次の27年度中に一遍とりあえず先でも払いましょうかということが出来ますけど、保険料はそれぞれの中で年度ごとに入ってくるわけなんです。だから、その財源をどういうぐあいに措置するのかということがまず1点、どうすればいいか。

それと、120円なら120円、とりあえず軽減できるということで、どこで軽減できるんですか。借り入れした分については、第6期の中にオンしなさいと。そしたら、第5期中でそれは一般財源で補填して、それで精算してきなさいという理論なんです。そういうことですか。第5期中で精算しなさいという理論なんです。そういうことですよ。ちょっと待ってください。

鈴木議員 議長、特別発言を認めてください。私の質問がわからないというんだから、私申し上げます。

副町長 わからないというよりも。

佐々木議長 副町長。ちょっと反問してはいけませんので、反問権ありませんので。一応、答弁だけしてください。

副町長 当然、財源をどうするかという問題がまずあるかと思います。
以上です。

佐々木議長 3回質疑をしていただきましたけど、もう1回はありますか。どうですか。

鈴木議員 許可していただけたら、もう1回。

佐々木議長 そしたら、特別に。

鈴木議員 私は、質疑ですから、どうですかとお尋ねしているだけです。副町長の今の説明は、私に言わせれば非常に感情的で、私の質疑に私は冷静に申し出ていますよ。昨日、県に確認をしたんです。こういうことになります。この分が保険

料に引き上げになっているのですが、この分の返済はどうですかと、可能ですかと、可能ですと。年度当初に町から申し出があれば、返済をしていただいても結構ですというのが県の回答であったと。私が聞いているのはそれだけです。だから、その財源をどうするのかとか、120円どこで引き下げるとか、そんなことではない。750万、年度当初に返還すれば、副町長がそんなことをしたか心配ですが、第5期なのか第6期なのかって、第6期の保険料にはね上がっているわけでしょ、違いますか。訂正してくださいよ、それは。だから、年度当初に一般財源で返済をしてはどうですかと。一般財源からの返済も今、国会の議事録を紹介しましたが、禁止されていませんよ。既に数百の自治体でそういうことをやっておられますよと。町長が昨日述べておられた町民の命や暮らしや財産をとという点で言えば、そういう措置をされてはいかなものかと、私はお尋ねしたいだけですから、冷静にお答えをお願いいたします。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 年度当初に一般財源で、言うなれば立てかえをしてでも払ってはどうかということですが、その部分については、私は担当の方からも、県の推進室ですか、そこに私自身も照会しておりませんので、担当課の方から照会した中でどういった方法ができるのか含めて研究してまいりたいと思います。

鈴木議員 もう1回言うてください、副町長。昨日、私の名前で聞いていますから。

副町長 だから、鈴木議員の方は照会されてできるという回答でございましたが、町の方も照会をいたしまして確認をするということでございます。そういった中で、どういった方法ができるのかということですので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

佐々木議長 それでは、ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第12号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第12号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第14、議第13号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める

条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第13号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第13号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第15、議第14号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第14号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第14号は文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第16、議第15号豊郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第15号豊郷町指定

地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第15号は文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第17、議第16号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第16号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第16号は文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第18、議第17号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第17号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。
よって、議第17号は文教民生常任委員会に付託いたします。
日程第19、議第18号豊郷町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。
お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第18号豊郷町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。
よって、議第18号は総務産業建設常任委員会に付託いたします。
日程第20、議第19号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山君。

西山議員 議第19号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて。これに対しまして3年前の募集要領と今回の募集要領の内容の説明をお願いしたい。3年前も210万、これ消費税込みと思うんですけども、今回も210万、消費税が8%になっているのに210万というのはどういうことかということ、シルバー人材で働いている方はこれで助かるんですけども、なぜこの町の発注に消費税が上がっていないのか、それだけちょっと説明してください。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西山議員のご質疑にお答えいたします。
金額210万円が同額ということでございます。当然、この中には電気代なり、ほかの維持費がございまして、全てが消費税に関連するものではございませんし、実績額がございまして、違うところで使用が減っている場合については賄えるということもございましたので、同額とさせてもらったものでござ

います。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第19号。募集をされたということですので、募集したときの事業内容はどのような内容で募集したのか。それと、応募された業者、またそういう団体というのは、何件あったのか、ちょっとそれを説明してください。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員のご質疑でございますが、募集しました業務の内容でございますが、これにつきましては、駅の清掃ということで、週3回ということ。もちろん、朝に鍵を開けまして、夕方に鍵を閉めていただきます、この施錠を毎日していただく業務。それと、駅周辺の清掃、そういったものを上げさせていただいております。

それと、募集につきましては、平成26年12月9日から1月19日の間、募集期間ということで募集をさせていただきました。応募がございましたのは1件ということで、今回のシルバー人材センターのみでございます。この間、電話の問い合わせが1件ございまして、それにつきましては、名前は言われなかったんですが、現在の管理をされている団体名といいますか、管理者の名前を教えてくださいという電話の問い合わせがございました。当然、現地説明会も設けさせていただきましたが、それには参加をしていただく方はなかったということでございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第19号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第19号は総務産業建設常任委員会に付託いたします。

暫時休憩をいたします。10時20分まで休憩をいたします。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時23分 再開)

佐々木議長 再開いたします。

日程第21、議第20号平成26年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長、4番。

佐々木議長 鈴木さん。

鈴木議員 昨日、議会に提案されました定期監査執行記録の12月19日分には、次のように書かれております。「担当課の所管する事務以外の科目から、事業費が支出されている事例が見受けられた。また、その事業費を次の補正予算で計上し、議決後に振りかえを行う」とのことであった。議決されていないのに使われているということではありますが、「本来、事業を実施する前に補正予算を組むか、予算流用で対応して、予算確保を図ることである。この事例は不適切な行為である。今後、このようなことを二度と起こすことのないよう指摘しておく」という指摘事項があります。監査委員の皆さん、非常にご苦労さんできちっと監査をされているというのが、この指摘事項から見ても読み取れますが、どういふことであったのか、西澤監査委員の方から1つはご説明を願えればと思います。

もう1点は、これをそのまま読みますと、こういうことをやられた事業費を次の補正予算で計上となっていますから、これが12月ですから、昨日、私がこれをもたらしたところですので、12月の監査で次の補正予算となれば、今回のこの補正予算になるのかなと思うんですが、その項目がこの補正予算でどこに上がっているのか、これは総務企画課長の方から答弁をお願いいたします。指摘された事項が次の補正予算ということですから、どこに上がっているのかご説明をお願いいたします。

西澤博一監査委員 3番、議長。

佐々木議長 西澤博一監査委員。

西澤博一監査委員 今、鈴木議員の方から監査のことについて指摘されたことについて、まずもってご報告をさせていただきます。

まず、毎月、例月検査を行っております。この日は、12月19日に監査をいたしました。この監査指摘事項については、合議をもって記載されていることとございます。その件について、内容等は担当課で聞いていただいたら結構とは思いますが、まず中において、案件は旧豊小の復元をするという

フィルムが出てきました。その中で、12月議会の補正の中で確か90万か95万の予算が上がっていたと思います。しかしながら、監査をしていた結果、記憶は定かではないんですけれども、10月に団体名は覚えていませんけれど、契約を結び、12月に執行されたようなことが記載されておりました。それを代表監査委員と協議しました結果、このような指摘事項をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

佐々木議長
総務企画課長

ご苦労さまです。このことについて、村田総務企画課長。
鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

今、監査委員さんの方からご報告がありましたように、内容につきましては、豊郷小学校の16ミリフィルムでございます。これにつきましては、立命館大学の方にその映像が使用できるか、復元できるかどうかということがございまして、それを専門知識を含めた中で復元をしていただこうということがありました。それで、予算はその当時ございませんでしたので、いろいろ議論した結果、そのフィルムが間違いなく使える場合であれば当然、今後、事業が成り立つかなというように考えたんですが、そのフィルム自体が復元できない場合については、今後の事業が継続できないということもございましたので、私ども総務費の電算管理費の方で、その復元のデジタル化というようなことで、まずは支出をさせていただこうということで、予算を考えたわけですが、ところが後になりまして、それが復元できるということになりましたので、そうしましたら、今後の事業の継続性なり、また新たな事業が生まれますので、そういったことから12月の補正予算で計上を改めてさせていただいたということでございます。

それで、補正予算を早くすればよかったんですが、これについては大学等の方の兼ね合いもありまして、時期的に問題がありましたので、早くする必要がございましたので、そういったことをさせていただいたということでございます。その取り扱いにつきましては、監査委員さんの方からご指摘を受けたということでございます。

鈴木議員
佐々木議長
鈴木議員

議長。

鈴木議員。

非常に重要な問題、これも財務規則違反ですよ。財務規則では、流用については、歳出予算の目相互間の流用はできないとなっています、財務規則は。とりあえずそれをやったということですよ。それから、12月の補正でこれはもう既に計上されていたということですか。そういう説明はなかったですよ

ね、12月の補正で。

とりあえず、まず資料の提出を求めますが、先ほどの監査の報告でもそうですが、12月に契約をして、12月に執行したと。その執行が総務費から、これはフィルムですから、これは何課の担当になるんだろう。産業振興課ですか。産業振興課の対象になるものを支出していたと。それを12月の補正で通ったから、今度はその振りかえしたやつを元に戻しているということになるんですが、その一連のその調書を議会に提出をまずお願いしたい。非常に重要な問題だと思いますので。その説明なかったでしょ、12月補正のときに、実はこれはこうこうですと。本来こうなんだけども、今、説明にあったような流用をしますと。これは背信行為です、議会に対する。とりあえず、資料の提出を、暫時休憩して資料の提出をしてください。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再質疑でございますが、資料については休憩中に提出をさせていただきたいと思いますが。ただ、流用ではなくて、私どもの課でとりあえず支出負担行為をおこさせていただいたということでございます。

鈴木議員 だから、とりあえず今、休憩して出して。資料を出してもらったら、その資料に基づいて質疑をするから。

総務企画課長 資料といいましても、財務会計の支出関係しか出てこないと思いますので、そういうことで了解なら、お出ししたいと。

佐々木議長 それでは、資料が整うまで、暫時休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時55分 再開)

佐々木議長 それでは、再開いたします。休憩前に引き続きまして、資料の提出があり次第、再開するということになっていきますので、再開いたします。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 資料の提出をいただきました。これを見ると、明らかですが、総務費の目電子計算管理費が、目の観光費で支出していたということです。これを見ればね。私が先ほど指摘したのは、流用ではないとおっしゃいましたが、歳出予算の目相互間については、特にやむを得ない場合のほかは流用することができないというのが財務規則の第16条にあるんですね。明らかに総務費の、これは誰が見ても電子計算管理費と観光費、目が違いますから、こういうことができる

のかどうか、ひとつお尋ねをしたい。こういうことができるのか、財務規則ではこういうことが許されているのかどうか。目相互間は禁じられていますが、どうなのかと、これはお聞きをしたい。

それから、何よりもその事業費を次の補正予算で計上し、というんですが、12月議会で既に計上されていたんですね。12月予算で計上されていたとして、これは1月15日、振替命令書を出して、元に戻したということですよ。そうすると、例えば監査委員のこの指摘がなければ、我々は何もこういうことが行われていたということは何も知らないうちに通ったということになりますよね。悪い言い方をすれば、ごまかしても通るやろと、非常に俗っぽい言い方をすれば。そういうやり方は許されないと思いますよ。12月の補正予算のときに、そういう説明をなぜしなかったのですか。黙っていたらわからんということですか。それか、さっき私が言った、議会に対する冒瀆ではないかということではありますが、なぜ説明をしなかったのか、きちっと議会に対して説明をしてください。こういうことをやりながら、なぜこの観光費のこれはこういうことなんですというのをやらなかったのか。

3点目は、この起案は川並さんとなっていますが、総務企画課ですね。総務企画課の方で起案されているんですが、予算としてはこれは観光費は産業振興課ですよ。これは産業振興課の起案じゃなしに、どうして総務企画課の起案になったのか。事業担当課は産業振興課ですよ。今回も一般会計でも観光費はちゃんと産業振興課の方から上がっていますよね。これは、事業担当の産業振興課ではなしに、総務企画課の起案になっているんですが、なぜそうなったのか。とりあえず、この3点、最後ですので、説明をお願いします。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再々質疑でございますが、今、お手元の方に3枚の資料をお渡しさせていただきました。まず、総務費の方で10月28日に、この59万4,000円を負担行為ということで起こさせていただきました。これは、担当課の方でどうしても急ぎたいというような内容でございましたので、先ほど説明しましたように、電算管理費の方で支出負担行為を行わせていただいたものでございます。

1枚目の裏の方に、その当時の契約書を添付しております。これは、相手さんが立命館大学ですので、契約の第2条のところに、契約後30日以内に一括納付するという契約でございました。当然、学校の都合だと思いますが、そういう契約に基づいて、2枚目ですが、11月10日に、この支出命令書を処理

しまして、実際には11月25日に支払いをさせていただいたと、59万4,000円のお支払いをさせていただいたということでございます。

その後、12月議会で商工費のところでは59万4,000円の補正をいただいたということになります。その後、補正後ということで、一番最後ですが、27年1月9日付で振替命令ということの処理をさせていただいたというものでございます。

先ほど、鈴木議員の方から町の財務規則の16条を言われましたが、私どもは財務規則の第78条がございまして、ここには振り替えということが載っておりますが、それを使っての振り替え処理をさせていただいたということでございます。

12月議会で説明をなぜしなかったかということですが、私は説明はしてはございません。説明できていなかったことについては、大変申しわけないと考えております。

鈴木議員 大変申しわけないじゃ、済んで。それで済むなら、何でもできるやんけ。

佐々木議長 よろしいですか。

鈴木議員 3回です。これはこれで終わります。

佐々木議長 それでは、ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 議第20号平成26年度豊郷町一般会計補正予算で、まず、11ページの歳入のところ、農地費分担金で、土地改良事業費分担金250万、地元分担金というのは、どこの分担金なのか説明してください。

それから、12ページの国庫補助金の中の目2の民生費国庫補助金、ここで臨時福祉給付金給付事務費補助金や臨時福祉給付金給付事業費補助金、その下で子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金、それぞれ減額ですが、どういう実施状況だったのか説明をお願いいたします。

それから、13ページの基金繰入金の中の目50の減債基金繰入金で、3,489万1,000円の減債基金繰入金が減額補正になっていますが、これはどの部分の減債基金の減額をされたのか説明してください。

それから、14ページの諸収入の項5の雑入のところ、自治体クラウド・モデル団体支援事業助成金配分金ということで260万3,000円、これはどこから配分金が入るのか説明してください。

次は、18ページの項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費の中で賃金の

臨時職員の賃金が190万減額ということで、この減額の中身を説明してください。

それと19ページも、愛里保育園の施設費の中で、報酬が保育士で393万6,000円減額、これも説明してください。また、その下の方の衛生費の中でも、目1の保健衛生費で助産師の288万減額、報酬が、これも中身を説明してください。

それから、21ページの農林水産業費の中で、農業費の目3の農業振興費で経営開始型青年就農給付金ということで300万ありますが、これは何ていう方にどういう形で給付はされるのか人数等、どういう方なのかも説明してください。そして、農地費のその下に工事請負費で2,200万の維持補修費の中身を説明してください。

そして、22ページも款8の土木費の中で、土木総務費の賃金で121万8,000円、臨時職員賃金がこれも減額補正されています。これはどういう減額になっているのか。それと、項2の道路橋梁費の中で、1、道路維持費の委託料で除雪委託料258万3,000円、増額補正されていますが、これはどういうことに増額をして使うのか説明してください。

以上です。

保健福祉課長

議長。

佐々木議長

神辺保健福祉課長。

保健福祉課長

今村議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

最初に12ページ、歳入のところで、民生費国庫補助金で臨時福祉給付金の事務費補助金、そして給付費の事務費補助金、その下に子育て世帯の臨時給付金の事務費補助、そして、給付補助の減額が上がっているのです、実施状況をとということでしたので、臨時福祉給付金につきましては、発送させていただいた件数が1,064件です。そのうち、受け付けでなりましたのが740件でしたので、率としまして69.54%が臨時福祉給付金の方で事業実施をしました。その関係で、その残っておった分につきましては、今回、予算としておとさせてもらったというものです。

それと、子育て世帯の臨時給付金の方ですけれども、こちらにつきましては、547件に送りまして、510件が受け付け、93.23%の実施率ということでした。

それと、18ページのところで、項の児童福祉費の児童福祉総務費の賃金190万の減額、臨時職員賃金でしたけれども、こちらにつきましては、学童保育の指導員さんの予算をみておりまして、予算上は10名でみておりまし

たが、実質9名で26年度の対応ができましたので、予算1名分の減ということになります。

それと、19ページの愛里保育園のところですが、報酬、保育士で減額の393万6,000円ですけれども、こちらの方も当初予算の時点では嘱託保育士の人数が計上しておったよりも2名減で運営ができた。その2名につきましては、賃金の方の予算で対応した保育士さんであったということから、嘱託の方でみておりました報酬については、今回、減額をしたものです。

以上です。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員のご質疑でございますが、まず、13ページの下から2つ目でございます繰入金の基金繰入金のうち、減債基金繰入金のことでございますが、これにつきましては、平成22年東びわこ農協から借り入れを行いました。これは、臨時財政対策債でお借りしましたものを償還するというもので、借りました利率は1.18%で借りております。その繰上償還を行うというものでございます。

その次、下の14ページの中ほどですが、雑入のうち総務費雑入の自治体クラウドのモデル団体支援事業助成金配分金260万3,000円でございますが、これにつきましては、6町で現在クラウドを進めておりますが、その今後のクラウドに発生する経費がございまして、その経費に対しまして地方公共団体情報システム機構というところから、今回この配分金を受けたものでございます。これにつきましては、6町合わせて総額3,000万円の配分金と聞いております。それで、事務局をしております愛荘町の方で今後の支払いの割合に応じまして算定されましたのが、260万3,000円ということで計上をさせていただきました。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方からは18ページ、款4衛生費の保健衛生費の報酬のところ、288万円の減についてご説明をさせていただきます。この288万円につきましては、当初、助産師の採用を予定しておりましたが、急きょ、育休明けで保健師が1名復帰をいたしましたので、その分が不要になったものでございます。

以上でございます。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、ページ数は11ページの分担金の2の農地費分担金としまして、地元分担金としまして、250万上がっておりますが、これは四十九院にございます砂山池改修工事に伴います地元分担金として10%を計上しております。

続きまして、ページ数は21ページの6、農林水産業費の農地費の中で、3の19、負担金、補助及び交付金300万に関しまして、経営開始型青年就農給付金としまして、これは大字吉田におられます2名の方に対して交付するものでございます。1件当たり150万で、2名で300万を計上しました。

続きまして、その下の4の農地費、15工事請負としまして、これは先ほど申しましたように、四十九院にございます砂山池の工事費でございます。

以上でございます。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 地域整備課より、22ページの土木費、土木総務費の賃金でございますけれども、これにつきましては、見回り隊3名を雇用させていただいたんですけれども、8月をもって1名の方がおやめになられたということで、その減でございます。

そして、道路橋梁費の除雪委託料でございますけれども、年末年始にかけてまして、相当雪が降りまして、予算がこのままではオーバーするという見込みで86万1,000円の3回分を補正で上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第20号平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）は、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第20号平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第22、議第21号平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 議第21号平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして。

まず、5ページに款7共同事業交付金、項1共同事業交付金ということで、目1の高額医療共同事業交付金、また目2の保険財政共同安定化事業交付金、補正をされてそれぞれ2,529万5,000円と1億121万4,000円とあるんですけれども、それぞれ交付した件数を説明していただけますか。

それと、その6ページの下の方に基金繰入金で国民健康保険運用基金繰入金ということで、補正マイナスで2,862万7,000円、繰り入れは0になっているんですけれども、今これで繰り入れ0ということで、この繰り入れしなかったこの時点で、平成26年度の直近の現在高を、金額だけ言うてください。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、高額療養費の交付金と共同事業の交付金につきましては、これは総額に基づき県の試算によるものでございますので、件数というものについては把握をしておりません。

それと、基金の件でございますけれども、国民健康保険の基金状況の今年度末の推計といたしましては、3,037万2,854円が年度末残高として想定しております。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第21号平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第21号は文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第 2 3、議第 2 2 号平成 2 6 年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第 3 9 条の規定により、議第 2 2 号平成 2 6 年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第 2 2 号は総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 2 4、議第 2 3 号平成 2 6 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第 3 9 条の規定により、議第 2 3 号平成 2 6 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第 2 3 号は総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 2 5、議第 2 4 号平成 2 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 議第 2 4 号平成 2 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算につきまして。

まず 7 ページの項 2 の基金繰入金というところで、介護給付費準備基金繰入金、これが補正額 5 万 3, 0 0 0 円ということで 3 8 5 万 9, 0 0 0 円、繰り入れという形になっていますが、この 3 8 5 万 9, 0 0 0 円繰り入れた後の介護給

付費準備基金繰入金の現在高は幾らになるのか説明してください。

そして、9ページの項4の高額介護サービス等費ということで、目1の高額介護サービス費の高額介護サービス補助金というのが今回補正で上がっておりますが、71万9,000円。これは、どこに対してどういう人数での補助金なのか説明してください。また、その下の特定入所者介護サービス等費の中で、特定入所者介護サービス費につきましても、100万2,000円上がっておりますが、どこの施設で人数的にどういう中身なのか説明してください。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、基金の状況でございますけれども、基金は今回の補正をしまして残高0でございます。その足りない部分についてを借り入れたということでございますので、ご理解のほどお願いをいたします。

また、その次の高額介護サービスの部分と特定入所者の介護サービスの部分につきましましては、ちょっと件数等、把握ができておりませんでしたので、後日、委員会の方でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いをいたします。

佐々木議長 今村さん、委員会の方でよろしいですか。

今村議員 はい、いいです。

佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第24号平成26年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第24号は文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第26、議第25号平成27年度豊郷町一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 平成27年度豊郷町一般会計予算につきまして、最初15ページの款9の地方交付税、目1地方交付税の普通交付税ならびに特別交付税、増額予算になっております。この増額の理由、今回の特徴として説明をお願いいたします。

そして、26ページの貸付金元利収入の中で、目3の住宅新築資金等貸付元利収入、今年度は912万、持家住宅建設資金も含めてありますが、残りの町の債権はどれだけあと残っているのか説明してください。

そして、32ページの総務管理費の中の一般管理費で、7番の賃金1,373万8,000円、臨時職員の賃金ということでここに計上されています。これについて、人数と、どこの課に臨時職員が配属されるのか、その内訳推計を説明してください。

それから、35ページのここに企画費の中で、35ページの13番委託料で、地籍調査委託料1,386万8,000円、この地籍調査委託料の、この新年度における取り組みはどういう状況でやるのか内容について説明をお願いします。それから、8番の諸費で、19番負補交の中で、犬上郡町村会会費69万8,000円と予算が上がっているんですけども、町も数は少なくなっただけで犬上郡だけ残っているんですけども、この69万8,000円の支出はどういう中身で、これは必要性があるのかどうかちょっと説明をしていただきたいと思います。

次は、72ページの中で道路橋梁費並びに河川費の中で、それぞれ工事請負費が道路橋梁費では7,265万4,000円、また河川新設改良費でも、字要望河川整備事業費が149万7,000円、概略説明をお願いします。

そして、次は76ページの災害対策費の中なんですけれども、これはちょっと以前に町としては放射能対策に対して放射能測定器を確か購入したんじゃないかなと思うんですけども、町としては放射能対策の測定器をどこに配置して、どういう計測をしてやっているのか、ちょっとその実態の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、15ページの下になります、地方交付税のことですが、今回、普通交付税で10億8,000万円を計上させていただいております。これにつきましては、今年度が11億ほどと今の段階では算定をしておりますが、それより若干減るかなということで、今回この金額を上げさせていただきました。

特別交付税につきましても、現在は入っておりますが、637万1,000円でございます。3月に特別交付税が入ってくるということになります。これにつきましても、昨年と比較しまして、2億7,600万円ということをお計上させていただきました。

次、35ページでございます。諸費でございます。犬上郡町村会の会費ということで72万円をお計上している分でございますが、これにつきましては、昨年、若干の改定がございましたので、お計上させていただいておりますが、支払いにつきましては、当然、郡から県に納めます負担金も含まれておりますし、郡の町村会独自で事業を行う経費等をみておりますので、当然、この金額につきましては必要と思っております。

済みません、飛びました。戻りますけど、申しわけございません。32ページの上の方の賃金の1,373万8,000円ということでございますが、この金額につきましては、8人分の予算をお計上しております。現在おられます総務企画課2人、産業振興課2人、住民生活課1人、地域整備課1人、会計室1人、保健福祉課1人ということで予算をみさせていただいております。それと、この中には当然、通勤手当等も含まれているということでございます。

それと、76ページの災害対策のところでお尋ねがございました放射線の計量でございますが、これについては既に購入をしております。測定につきましては、月の15日とはじめということで、大体、月2回測定をしております。測定しますのは、別館の玄関のところで、大体高さ1メートルぐらいのところに置いて測定をしております。その数値につきましては、町の広報の方で公表をさせていただいているということでございます。

人権政策課長 議長。

佐々木議長 鈴木人権政策課長。

人権政策課長 それでは、私の方から26ページ、貸付元利収入の3番、下ほどです。資金等の貸付元利収入の人数の関係でございます。今年26年当初、35名いらっしゃいましたけど、2人の方に完済していただきましたので、現在は33名の方が貸付の人数でございます。

以上でございます。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、今村議員のご質疑の、まず地籍調査の関係でございます。35ページの地籍調査委託料1,386万8,000円でございますけれども、これにつきましては、大字雨降野と大字四十九院でございます。雨降野につきまし

ては、今年度、机上での調査を終えまして、来年度は現地の立会等の委託料という形でみさせていただきまして、あと四十九院につきましては、本年度、雨降野で行いました机上につきましの調査関係の委託料を見込みまして、1,386万8,000円という形になっております。

続きまして、道路橋梁費でございますけれども、72ページです。工事請負費7,265万4,000円でございますけれども、各字の要望道路整備事業につきましましては、2本で257万9,000円分、交通安全施設整備事業につきましましては、約1,500万で2路線をみております。そのほか、町道道路整備事業としまして、13本の整備事業を計上させていただいております。大半が字要望になっております。

それと、72ページの河川費の工事請負費でございますけれども、これにつきましても10路線の字要望が出ておりまして、これの149万7,000円の計上となっております。

以上です。

佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 この主要施策の概要で、新規並びに拡充については継続事業のうち、事業費及び対象範囲が拡大したものであるということでもありますから、昨年度も質問したんですが、なかなかこの予算書を見ているだけではあちらこちらの予算書から集めてきて、この額になっているということで、去年もわかりませんでした。それをわかりやすくしてほしいというお願いをしておいたと思うんですが、変わっていませんので。

まず、総務企画課では、拡充の先人の遺徳を学ぶ事業、定住自立圏公共交通事業、自治振興事業並びに電子計算管理事業。税務課はありません。地域整備課では、交通安全施設整備事業、安全・安心住環境整備支援事業、耐震改修促進計画見直し業務、町道整備事業。だぶっているところがあったらごめんなさい。住民生活課では、火葬場解体事業、美化推進対策事業、生ごみ減量堆肥化推進事業、じんあい処理事業。医療保険課では、健康増進推進事業。人権政策課では、改良住宅譲渡推進事業、社会資本総合整備事業、それから隣保館相談機能強化事業。産業振興課では、環境こだわり農産物支援事業、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業、環境保全型農業直接支援対策事業、商工振興事業、16ミリはもういいです、わかりましたので。保健福祉課では、災害時要援護者支援対策事業、彦根犬上緊急通報システム事業、敬老祝賀事業、学童

保育事業、出産祝金事業。教育委員会事務局では、要保護準要保護児童生徒援助事業、小中学校外国語活動推進事業、公民館事業並びに武道館改修事業。

今、申し上げましたのは、新規の事業かもしくは事業費が前年度から増額されたか、対象範囲が拡大されたというものでありますので、これらの事業の中身とこれらの事業が予算書の何ページを見ればわかるのか説明をお願いしたいと思います。

それからもう1つ、私は十分まだ見れていませんので、もし間違っていたらお許しを願いたいと思いますが、国保のレセプト処理が今年度から今まで市町村が行っていたものが、共同で都道府県の国保連合会に移るという制度改革が行われているようでありますが、うちの町にも昨年までレセプト処理担当の方がおられて、その労働条件の改善をお願いしていた経過があるんですが、そのレセプト処理の事業とそれが一般会計に入っているのか、特別会計なのかわからないんですが、どうなったのか説明をお願いできればと思います。

以上です。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員のご質疑でございますが、主要施策の概要の事業別でございます。申しわけございません。私、ページ数はちょっと打ってございませんが、款、項目ならわかるんですが、予算書にあわせてページ数がよいのであればどうしましょうか。

鈴木議員 だから、去年聞いたときに、例えば、先人の遺徳事業はどこですかと聞いたら、こことこことこことこのこの節で38万2,000円というのがあったでしょ、ありましたね。だから、それを今年はわかりやすくしてほしいと要望していたんですが、今年も変わっていないので、わからないので、どことどことどこを集めたものであれば、これが何ページのどことどことどこを集めたものだという説明をお願いしたいと。去年の続きです。

総務企画課長 申しわけないです。資料を今、持ってございませんので、これは一覧表にして提出をさせていただきます。それで、お願いいたします。

佐々木議長 それでよろしいか。

鈴木議員 ほかの課もそうしていただいたら結構です。

佐々木議長 それでは、ほかの課も全部そういうことで。他の課も全部一緒に。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

レセプト点検につきましては、従来どおり本町においても再検査ということ
でさせていただくということで報酬も上げていただいて、国保の特別会計
の13ページ、一般管理費の中で報酬として上げさせていただいております。

以上でございます。

佐々木議長 よろしいか。

鈴木議員 もう1点。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 先ほどの資料でよろしくお願いたします。

ちょっとまだ私も十分見れていないんですが、これは私のやつだけかもわか
りませんが、この一般予算書に公有財産の財産台帳がついていないんですが、
どうなんでしょうか。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再質疑にお答えさせていただきます。

申しわけございません。ついてございません。先ほどの資料とあわせて提出
をさせていただきます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 公有財産台帳は、予算書に添付をしなければならないというものではないの
ですか。財務規則を読むと、常に公開できるようにしておかなければならない
とありますし、毎年、公有財産台帳は添付されておりましたので、その点だけ
お伺いしておきます。添付しなければならないというものであれば、議案の
差しかえが必要ですけど、いかがでしょうか。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 申しわけございません。予算委員会までに一般会計の予算書につきまして、
差しかえをさせていただきたいと思っております。

佐々木議長 それでよろしいですか。

西澤博一議員 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 予算のことでないですけど、今回、全員協議会からいろいろ差しかえ、差し
かえの文書の誤りが多いと思うんですけど、人間のやることですので、間違い
はあろうと思っておりますけども、そこら辺はしっかりやっていただきたいと思いま

す。

以上。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 謝るしかございません。まことに申しわけございません。今後、予算書に限らず、十分に課内の点検、そして、総点検等を行った中で提出をさせていただきますし、また、先ほどの概要調書もしっかりでございますが、必要な資料等につきましては、予算委員会までにひとつ提出をさせていただきますので、その点もひとつよろしくお願いいたします。まことに申しわけございません。

佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第25号平成27年度豊郷町一般会計予算は、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第25号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第27、議第26号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君、質疑を許します。

鈴木議員 これは教えていただきたいのですが、昨年度まで暫定措置でありました保険者支援制度、平成22年度から25年度まで暫定措置でありましたよね。これが、今年度、平成27年度から恒久化すると、恒久対策に変わるということになりまして、財政基盤強化策の恒久化ということで保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて保険者に対して財政支援する制度、国が2で、都道府県が1で、市町村が1で負担するというところで、これが平成27年4月1日から施行するというところで、この財政基盤強化策として、国の方で2,000億円の予算が組まれているということなんですが、国保の中にも歳入の中で国と県があるんですが、おおよそ2,000万ぐらい支援制度がなっているのですが、私はそう思っているんですが、間違いなければ、保険者支援制度について制度と額に

ついて説明をお願いします。

国の厚労省の資料を読みますと、保険者支援制度というのは、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度となっていますから、うちの町はこの保険料軽減の対象者が多いわけですから、その対象となる低所得者数に応じて保険者、町に対して財政支援する制度となっているのですよね。ここのところが、この予算書の中でどのように反映されているのか説明をお願いしたい。

それからもう1つ、国の方で市町村の一般会計から国保特別会計の、これをずっと求めてまいりましたが、できないという一点張りだったのですが、国の方では市町村の一般会計から国保特別会計に繰り入れている対象に対して、1,000億円の地方財政措置、財政安定化支援事業が講じられているということですから、一般会計に繰り入れても国の方のこの地方財政措置が受けられるということになると思いますが、その点がどのように予算書に反映されているのか説明をお願いしたいと思います。

以上です。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えいたしたいと思います。

国の財政支援におきます本町への影響額というものは、現在のところ、保険者支援という部分におきましては、ほぼ前年並みで予算を計上しておるところでございまして、国、県の指導もとの増額という部分については、明確にあらわれている部分については、保険財政共同安定化事業というところで、現在20万円までであったところが、0円から80万円のところについて共同で負担をしている、按分に応じて負担をしていくという部分で大きく変わったところではないのかなと考えております。

また、町からの繰り入れの部分については、現在のところ基金の運用もございまして、予算上の反映ということにはしておりませんので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

鈴木議員 再質疑。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 国保料の引き下げをというのをいつも言っているわけですが、今年から都道府県の調整交付金がありますよね、県段階の、国ではなしに。この府県段階の調整交付金を使って、その調整が今年から非常に柔軟になったということで、

それを活用して国保料の引き下げを実施している自治体が今、全国で増えているのですが、その点での県の調整交付金の活用や、それはどうなのかということをおひとつ教えていただきたい。

例えば、保険者支援金は今年度の予算額が1,664億円となっていますが、そここのところを教えていただきたい。とりあえず、それを教えてください。県段階のこの調整交付金の調整で可能になるのではないかと。

それから、もう1点は、一般会計への繰り入れをした場合でも、国からはこういう軽減措置というか、ちゃんとした国からの助成措置があるということをお今までご存じだったのかどうか、2点お願いします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 再質問にお答えをいたします。

まず、県の調整交付金の関係でございますけれども、例年ヒアリングに応じまして金額等も算定されておるわけでございますので、今後もそれぞれのジェネリックの差額通知とかレセプト点検の実績等に加味されておることでございますので、その分についてまたヒアリング等で増額についての協議もしていきたいと考えております。

そして、町からの繰り入れの軽減措置の関係でございますけれども、その部分についてはちょっと把握はできておりません。

鈴木議員 だから、繰り入れをした場合、国からの補助があるということは知っていましたかと。

医療保険課長 その分については、ちょっと把握はできておりませんでした。済みません。以上でございます。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 再々質疑。

鈴木議員 一般繰り入れを行っても、国からの助成措置があるということをお今まで町が把握していなかったと。それは結構です。今、把握をされたわけですから、ぜひその点も含めて、一般会計からの繰り入れも考慮しながら、国保料の軽減ができるのではないかとということだけ申し上げたいと思いますが、これは担当者がむりだったら、副町長なり町長の方から回答をいただければと思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、4番、鈴木議員さんの質疑にお答えいたします。

一般財源からの繰り入れによって、その補助が出るという裏補助が出ると

いのであれば、それはしっかり捉まえて対応してまいりたい。まず、しっかりとその事実確認をさせていただいた後、方策を考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第26号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第26号は文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第28、議第27号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第27号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第27号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第29、議第28号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第28号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第28号は総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第30、議第29号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、議長。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 豊郷町介護保険事業特別会計予算で、27年度で、今回、歳入のところで保険料のことなんですけれども、前年度に比べると大幅な3割増という形で予算計上がされているんですが、豊郷町の今度の介護保険料の所得段階というのが、9段階でつくられています、この所得区分をつくる時に、低所得者、非課税被保険者以下の人たちの軽減をどのように多分割化して軽減をしているとか、国の基準では一番高い第9段階が、本人が市町村民税課税かつ本人合計所得金額が290万以上の方ということで、もうそこで頭打ちにしているんですけれども、この豊郷の290万以上の方という人は、平成27年度で53人いらっしゃるんですけれども、これについても高額な所得者については所得区分を再分割して、生活実態に合わせて高額所得者の人には当然、負担も所得に合わせて高くしていくとか、こういう工夫をして9段階ではなく、お隣の愛荘でしたら12段階、こういったことで保険料の負担をより所得の少ない人には軽減し、高額所得者に対しては累進的な保険料徴収をされているところもありますが、本町の場合は、非常に基準額自体が6,000円と、5期のときの4,680円という第4段階はもう今回の場合ですと、5,400円に同じ段階の人がなっているということで、これだけでももう800円近い引き上げになるわけなんですけれども、この保険料を決めるときに、こういった配慮をした多段階設定、そういったことは町としては、つくるときにはそういう提案とかはしなかったんでしょうか。町の提案があって、そういう中での審議もあったと思うんですけれども、この第6期の策定委員会の中では、町はこの所得区分の問題なんかはどんな形で提案されて、委員さんとの審議に入っていったのか、その点にいてちょっと説明をしてください。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、国の今回の示しました標準段階は9段階、それにほかの町でも多段階制を導入したところなどもいろいろと検討し、両方につきまして策定委員会ではご提案をさせていただいたところでございますけれども、多段階制に10段階から12段階となってまいりますと、本来の私どもの示した保険料よりも高くなるという想定の部分の方もたくさん出てくる。また、その当時、説明をさせていただいたときに、低所得者に対する国の補填の部分がございました。その部分については低所得者の段階の方々には、その部分で軽減できるのではないかという思いがございましたので、まずは国の示した標準段階がいろいろ総合的に判断した中では、その部分でいけるのではないかなという話で進んでおりました。

以上でございます。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 もう資料でいいですから、モデルケースをいろいろ作ったとおっしゃるんやったら、委員会までに提出してほしいんです。

佐々木議長 ここでちょっと再質疑してください。

今村議員 策定委員会の資料がほとんど出ていないので、町がモデルとしていろんなパターンを出しているのであれば、それをやっぱり議会に対してもちゃんと提出していただかないと、非常に何か一方的に決まったやつだけを審査してくれみたいな雰囲気になっていきますので、今の説明ではモデルケースでいろいろつくったわけですね。ちょっと提出を資料としてお願いしたいんです。策定委員会に出した、町としての原案書、いろいろあるはずですから、所得段階に対して、出してください。今、説明がありましたので、よろしくお願いします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 再質疑にお答えをいたします。

策定委員会の中では、資料としては提出せずに、メモ的に算出したものを口頭で説明した部分でございますので、委員会までに説明できるといいますか、判断メモを公表できるような形で作成してよろしいでしょうか。

今村議員 委員会までに、早くお願いします。

医療保険課長 以上でございます。

佐々木議長 今村さん、再々質疑よろしいですか。

今村議員 はい。

佐々木議長 それでは、今のようなことで、委員会までにとということです。

ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第29号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計予算は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第29号は文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第31、議第30号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第30号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算は、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第30号は文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第32、発委第1号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

討論、採決については最終日に行いたいと思っております。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後0時10分 散会)